

令和2年4月28日

保護者各位

日立市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 日立市長 小川 春 樹

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための家庭内保育の御協力依頼 期間の延長について（お願い）

日頃より、本市保育行政に御理解・御協力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、家庭での保育が可能な場合は、できる限り登園を控えていただきますよう御協力をお願いしておりますが、県内でも依然として感染者が拡大していることに鑑み、引き続き期間を延長して、家庭内保育のお願いをすることといたしましたので、保護者の皆様には御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、今後の状況等に応じて、対応が変更となる場合がありますので、御了承ください。

記

1 御協力依頼を延長する期間

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

※現在の期間 令和2年4月15日（水）から5月6日（水）まで

2 期間中の対応について

- (1) 保育料については、上記期間のうち登園を控えた日数に応じ、日割り計算とします（日立市民の方が、日割り計算の対象となります。）。詳細については、改めてお知らせします。
- (2) 育児休業から復職する方については、入園日から3週間後を復職の期限としていますが、4月1日以降の入園者については、7月1日（水）までに復職していれば、継続して利用できることとします。
- (3) 通常、1か月以上保育園等の御利用がない場合は退園となりますが、協力依頼期間中の欠席は退園の対象といたしません。

3 家庭での保育が困難な方

保護者の就労等により、家庭での保育が困難な方は、通常どおりお預かりします。なお、登園する場合は、お子さんの検温及びかぜ症状の有無を確認いただき、お子さんに発熱等の症状があった場合、また、御家族に体調不良の方がいらっしゃる場合などは、登園を控えてください。

4 その他

- (1) 園児及び家族に新型コロナウイルスへの感染の疑いがあり、保健所に相談された場合、必ず園にも連絡をお願いします。
- (2) 都市部など感染が拡大している地域への移動は自粛いただくとともに、都市部から帰省された方による感染拡大が増えているため、それらの方と家族の接触をなるべく避けるようお願いいたします。

5 問合せ先

日立市保健福祉部子ども局子ども施設課
電話0294（22）3111 内線309

以上